

令和4年度 佐倉市交通安全対策協議会 概要

- 日時 令和4年11月17日(木) 10時00分から11時30分まで
- 会場 佐倉市役所 議会棟1階 全員協議会室
- 出席委員 西田会長、嶋田委員(副会長)、圓城寺委員代理曾山氏(副会長)、
細田委員、三浦委員、高居委員、浅川委員、奥津委員、出口委員、
宮下委員、須藤委員、谷口委員、林委員 以上13名
- 事務局職員 小野寺土木部長、櫻井道路維持課長、松永副主幹、松田主任主事、
太田主任主事
- 傍聴人 1名
- 議題
議案第1号 副会長の選任について
議案第2号 交通安全対策の実施状況について
- 講話
・令和3年交通事故発生状況と交通事故予防について(佐倉警察署交通課長 出口委員)
- 配布資料
・令和4年度佐倉市交通安全対策協議会次第
・令和4年度佐倉市交通対策協議会資料 資料1
・令和3年度佐倉市交通安全対策実施状況 資料2
・令和3年中における佐倉市内死亡事故発生状況 資料3
・令和3年交通白書
・第11次佐倉市交通安全計画
・佐倉市交通安全対策協議会名簿
・席次表

<p>【議事録】</p>	
<p>事務局</p>	<p>1. 開会（10：00）</p> <p>○次第の「1. 開会」</p> <p>定刻となりましたので、「令和4年度佐倉市交通安全対策協議会」を開催いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2. 会長挨拶</p> <p>○次第の「2. 会長挨拶」です。</p> <p>当協議会の会長でございます佐倉市長の西田 三十五よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p><u>会長挨拶</u></p>
<p>事務局</p>	<p>3. 委員紹介</p> <p>○次第の「3. 委員紹介」です。</p> <p>ご紹介しますので、自席でご起立くださいますようお願いいたします。</p> <p>佐倉交通安全協会 佐倉市支部長連絡協議会 会長 <small>しまだ すすむ</small> 嶋田 進 委員</p> <p>佐倉地区 安全運転管理者協議会 会長 <small>ほそだ はるお</small> 細田 晴夫 委員</p> <p>佐倉市交通安全母の会 会長 <small>みうら きょうこ</small> 三浦 京子 委員</p> <p>佐倉市PTA連絡協議会代表 寺崎小学校PTA会長 <small>たかい ようすけ</small> 高居 陽介 委員</p>

事務局

佐倉市自治会・町内会等連合協議会 代表

あさかわ たけひこ
浅川 武彦 委員

佐倉市民生委員・児童委員協議会 代表

おくつ ようこ
奥津 洋子 委員

佐倉警察署 交通課長

でぐち かずひさ
出口 和久 委員

千葉県 印旛土木事務所長

みやした なおや
宮下 直也 委員

佐倉市八街市酒々井町消防組合 消防長

すどう かずよし
須藤 和義 委員

佐倉市教育長

えんじょうじ かずお
圓城寺 一雄 委員

なお、本日は そやま すみお 曾山 澄雄 教育部長に代理出席いただいております。

佐倉市内高等学校 校長代表 佐倉高等学校校長

たにぐち てつや
谷口 哲也 委員

佐倉市小中学校 校長会代表 井野中学校校長

はやし かずひろ
林 一裕 委員

そして、本日欠席ではございますが、

佐倉市高齢者クラブ連合会会長

なみき しんや
並木 信也 委員

最後に、事務局を紹介させていただきます。

事務局紹介

事務局	<p><u>会議の公開について</u></p> <p>ここでお知らせいたします。佐倉市では、原則、会議はすべて公開としておりまして、本会議も「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」に従い、公開となっておりますのでご了承をお願いします。</p> <p>○傍聴人確認（傍聴人1名入室）</p> <p>ここで、傍聴人の方に申し上げます。資料と一緒に配布しました傍聴要領をお読みいただき、順守していただきますようお願いいたします。</p> <p>4. 議事</p>
事務局	<p>○次第の「4. 議事」です。</p> <p>佐倉市交通安全対策協議会規則（以後「規則」）第4条第1項の規定により、当協議会の会長であります市長に、議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>○それでは、議長を勤めさせていただきます。</p> <p>円滑な議事の進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議に提案されております議案は、2件ございます。</p> <p>議案第1号 副会長の選任について</p>
会長	<p>○まず、議案第1号 副会長の選任について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>○ご説明いたします。</p> <p>規則第3条第1項の規定に、副会長を2名置くことが定められております。</p> <p>また、同条第2項の規定により、副会長は会長が協議会に諮って委員のうちから選任することとなっておりますので副会長2名の選出をお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>○どなたか、副会長の立候補もしくは推薦はございますか。</p> <p>(挙手無し)</p> <p>無いようですので、事務局から提案があればお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○事務局案といたしましては、佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会会長 嶋田 進委員と、本日、ご不在ではございますが、佐倉市教育長に副会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>○では、事務局案につきまして、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>それでは、両委員に副会長をお願いいたしますので、席をご移動願います。</p> <p>(両委員、副会長席へ)</p>
<p>会長</p>	<p>議案第 2 号 交通安全対策の実施状況について</p> <p>○次に、議案第 2 号 交通安全対策の実施状況について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>○議案第 2 号 交通安全対策の実施状況について説明いたします。</p> <p>交通安全対策基本法に基づき、国、県、市町村では交通安全施策の基本的な方針を定める交通安全計画を策定することが義務付けられております。</p> <p>佐倉市においても、令和 3 年度に策定いたしました令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年までを期間とする第 1 1 次交通安全計画を展開しております。年間を通して様々な交通安全施策を行っているところでございます。</p> <p>本日は令和 3 年度に実施いたしました事業の説明をさせていただき、ご意見・ご提言を頂きまして、より効果的な事業の推進をはかってまいりたいと</p>

事務局	<p>思っております。</p> <p>それでは、資料に基づきご説明いたします。お手元の、右上に資料1と書かれている資料の1頁をお願いいたします。</p> <p>1. 交通安全に関する教育・啓発・対策</p> <p>①幼児、児童、生徒に対する交通安全教育についてです。</p> <p>横断歩道の渡り方や自転車の乗り方を指導する交通安全教室を、教育委員会主催のもと、佐倉警察署、交通安全協会、交通安全母の会、千葉県交通安全推進隊等の協力を得て実施いたしました。</p> <p>期間は4月8日から5月28日まで、対象は市内の幼稚園2園、小学校23校、中学校11校となり、このうち自転車の乗り方を指導した学年の生徒には、自転車の交通安全に関するリーフレットを配布いたしました。</p> <p>また、市内の小学校新一年生へ、交通標識の見方と意味が書かれている黄色の定規を配布いたしました。</p> <p>②高齢者に対する交通安全対策についてです。</p> <p>例年は市民カレッジ等を通じて7団体に夜間外出用の反射リストバンドを配布しておりましたが、各団体とも新型コロナウイルス流行の影響を受けて集会などを自粛しており、啓発物資などを配布することができないため、令和3年度は中止といたしました。</p> <p>③アクション10についてです。</p> <p>毎月10日を交通安全の日と定めまして、市内の主な交差点で交通安全啓発用のポケットティッシュなどを配布する街頭啓発活動を行っていましたが、こちらも新型コロナウイルス流行により中止といたしました。</p>
-----	---

事務局

④交通安全運動の推進についてです。

四半期ごとに10日間の交通安全運動を実施しており、広報紙への掲載、市ウェブサイトへの掲示、庁舎へのポスター掲示、懸垂幕、市役所庁内放送などで啓発を行いました。

例年は街頭啓発も行っておりますが、こちらも令和3年度は中止といたしました。

⑤交通死亡事故発生箇所における対応についてです。

併せて資料3 1ページをご覧ください。

令和3年中に佐倉市内では、残念ながら3件の交通死亡事故がございましたため、警察と連携して事故発生現場での共同現地診断を行い、交通安全施設として、「路面標示」、「ガードレール」、「車止め」などを設置し、事故の再発防止に努めております。

1件目の交通死亡事故発生状況につきましては主要地方道佐倉印西線、県道65号の六崎地区におきまして横断歩道の無い所で歩行者が横断中、直進してきた自動車と衝突し、80代の女性が被害者になったものでございます。

この事故発生箇所の対応といたしましては資料1 1ページをご参照ください。

事故発生箇所の前後に「注意 横断事故多発」の路面標示を新設し、歩行者、運転者へ注意喚起する対策をいたしました。

次の事例につきましては、資料3の方に戻っていただきまして2ページをご覧ください。

下志津の水道道路交差点におきまして自転車が青信号に基づいて横断歩道

事務局

を横断中に後方から進入して来た右折車が追いつく形で衝突し、80代の男性が被害者になったものでございます。

再度、資料1 1ページをご参照ください。

こちらの対策につきましては「右折時横断者注意」の電柱幕を設置し、運転者への注意喚起を強化いたしました。

続けて3件目の事例でございます。資料3最終ページをご覧ください。

こちらにも横断歩道の無い所で夜の8時頃に歩行者が横断中、直進してきた自動車と衝突し、80代男性が被害者になったものでございます。

再度、資料1 1ページをご参照ください。

路肩側に白色で塗装されている外側線がありますが、この外側線の内側に運転者から道路の幅員を狭く見せる効果のある点線であるドット線を新たに追加いたしまして、通行する運転者に減速を促すとともに、電柱幕を設置する対策をいたしました。

⑥交通渋滞等の対策についてです。

交通量調査を2か所で行いました。「寺崎北交差点（ベイシア前の交差点）」と「ユーカリが丘三丁目ウエルシア前交差点」で調査した結果を佐倉警察署へ報告いたしました。

2. 道路施設の整備（資料2 1～21頁 参照）

続きまして、資料2をご覧ください。

令和3年度佐倉市交通安全対策実施状況です。

主に地域からの要望を受け対策を行っており、件数が多いことから、主なものについてご説明いたします。

事務局	<p>1 ページから 1 4 ページまでは、路面標示等を実施した箇所です。</p> <p>白線や文字標示、ドット線などを総称して路面標示としておりますが、令和 3 年度におきましては、距離にして 3, 9 3 8. 3 m の塗装を実施しております。</p> <p>また、路肩の両側や片側が歩行帯であることを知らせるためグリーンやレッドのカラー舗装を令和 3 年度は 6 1 5. 7 8 m²実施しております。</p> <p>1 5 ページから 1 8 ページまでは、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーを設置した箇所です。</p> <p>見通しのきかないカーブや、隅切りが無く安全確認しにくい交差点など 1 0 か所に設置しております。</p> <p>続きまして、標識につきましては、1 8 ページ中段をご覧ください。</p> <p>主要地方道千葉臼井線に通学路の標識を 1 基設置しております。</p> <p>ガードレールにつきましては、1 8 ページから 1 9 ページにかけての 2 か所で設置をしております。</p> <p>1 9 ページ中段から 2 0 ページ中段までは車止めの設置場所で、1 1 か所に設置しております。</p> <p>続きまして、視線誘導標でございます。</p> <p>2 0 ページ下段から 2 1 ページ中段までとなります。</p> <p>視線誘導標とは道路内に立てたポールのことです。運転者の視線を誘導し、車両を適正に通行させる施設です。</p>
-----	--

事務局

なお、視線誘導標は合計14本を設置しております。

この他にも地域からの要望を受け、注意喚起の電柱幕などを多数設置しております。

3. 新規交通規制等（資料221～22頁 参照）

次に交通規制などの実施状況です。

資料2の21ページから22ページになります。

交通規制とは速度違反や一時停止違反などの罰則をとまなうものでございまして、佐倉市ではなく千葉県公安委員会が管轄しています。

令和3年度の実績といたしましては、信号機の新設はございませんでしたが、LED化する改良を13か所で実施しております。

また横断歩道、一時停止も新設はございません。

その他の通行規制といたしましては、宮ノ台2丁目付近における市道の大型車通行禁止が1か所、主要地方道佐倉印西線の神門交差点における車両通行帯の増設及び右折レーンの新設がそれぞれ1か所実施されております。

4. 交通規制等の要望

令和3年度の交通規制要望は、①信号機新設が8件、②信号機改良が4件、③横断歩道新設が15件、④横断歩道補修が6件、⑤一時停止新設が1件、⑥一時停止補修が2件、⑦一時停止位置変更が2件、⑧速度規制が11件、⑨ゾーン30が1件、通常は速度規制は路線を対象としますがゾーン30は一定の区域内を丸ごと対象とします、⑩時間帯通行規制が7件、そのうち大型自動車に関するものが3件、⑪一方通行化が1件、⑫駐車禁止取締りが3件、以上が自治会や教育委員会などから要望されております。

これらの要望につきましては、道路維持課で取りまとめ、交通規制を管轄

事務局	<p>する千葉県公安委員会の窓口である佐倉警察署へお伝えしているところがございます。</p> <p>5. 自転車駐車場の管理運営（令和4年3月末契約台数）</p> <p>駅前や道路などに自転車が放置され、交通の阻害、支障となることを防ぐため、佐倉市では市内12箇所に駐輪場を設置しており、年間契約台数は自転車、原付を合わせて4,387台となっております。</p> <p>6. 放置自転車等の対応</p> <p>市内にある鉄道6駅の駅前付近における放置自転車の一斉撤去を毎月3回、年間36回実施し118台を撤去いたしました。</p> <p>その他、公共用地、公園などに放置された自転車についても43台撤去しております。</p> <p>なお、撤去した自転車につきましては、佐倉警察署に所有者を照会し、その情報に基づき、所有者へ引き取りの通知を行うとともに、引き取りされず、保管が6か月を経過した自転車につきましては酒々井町にあるリサイクルセンターに無償譲渡しております。</p> <p>7. 交通事故相談</p> <p>5月から3月までの第1・3水曜日、ミレニアムセンターにて千葉県の相談員による交通事故巡回相談を開催いたしました。</p> <p>主に示談の進め方や、賠償金の妥当性に関する相談を行っています。</p> <p>以前は年間20～30件の相談がありましたが、新型コロナの影響もあり、ここ数年の相談件数はコロナ前の1/4程度となっており、令和3年度の相談件数は9件でございました。</p>
-----	---

事務局	<p>以上が、令和3年度の佐倉市交通安全対策実施状況に関する説明となります。</p>
会長	<p>質疑応答</p> <p>○事務局より説明のありました議案第2号 交通安全対策の実施状況につきまして、委員の皆様から一言、ご意見をいただけますでしょうか。</p> <p>では、三浦委員からお願いします。</p>
三浦委員	<p>○全国的にバスの車内に子どもが置き去りにされる事例が報道されているため、佐倉市からも広報紙や市内放送で注意喚起してほしいと思います。</p>
会長	<p>○佐倉市でも、幼稚園・保育園に対し、バス降車時における確認の徹底をお願いしたところです。</p> <p>また、ご提案のありました広報紙や市内放送の啓発につきましては検討してまいります。</p> <p>続きまして、細田委員お願いします。</p>
細田委員	<p>○八街市に在住していますが、去年の悲惨な交通事故の後に様々な対策が講じられました。</p> <p>路肩をグリーンに塗ったことで、車の運転者からは「狭く感じて走りにくい」との声もありますが、逆に言えばスピードを抑制する効果があったということだと思います。</p> <p>この成果自体は喜ばしいですが、事故が起きてからではなく、起きる前に対策を取れるとなお良いと考えます。</p>

<p>会長</p>	<p>○八街市も警察と連携して交通安全対策に力を入れていると聞いておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p> <p>続きまして、高居委員お願いします。</p>
<p>高居委員</p>	<p>○令和3年中の市内交通死亡事故はいずれも高齢の歩行者や自転車犠牲となっているため、交通事故の対策として、車の運転者への啓発に限らず、歩行者や自転車にも注意喚起することが必要だと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>○日頃、高齢者と話していると、横断歩道の無いところや踏切を若い頃感覚で「渡り切れるだろう」と誤って判断してしまう場合もあると聞きます。</p> <p>そのようなことも踏まえて注意喚起を行ってまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、浅川委員お願いします。</p>
<p>浅川委員</p>	<p>○高齢者は交通安全について頭では理解しているのに油断してしまうこともあるため、啓発を繰り返し行って意識付けをするのが良いと思います。</p> <p>また、警視庁が自転車の交通違反取締りを強化したことが報道されていますが、規制強化だけでなく、自転車の指導などの交通安全教育も重要だと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>○子どもが加害者になった自転車事故で高額賠償判決が出た事例もあるので、そのような事故を起こさないために交通安全教育を行ってまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、出口委員お願いします。</p>
<p>出口委員</p>	<p>○交通事故対策には特効薬はないので、10年20年かけてコツコツと日頃</p>

	<p>の交通安全活動を積み上げる必要があります、交通安全教育もその一つです。</p> <p>佐倉警察署においても、高齢者へ巡回連絡を行う際に併せて交通安全教育を行っていましたが、現在は新型コロナ流行の影響により中止しているため、コロナが収束し次第再開したいと思います。</p>
会長	<p>○ありがとうございました。</p> <p>続きまして、奥津委員お願いします。</p>
奥津委員	<p>○先ほど話に出たバス車内への子どもの置き去りについて、観光バスでは出発の前後に車内確認が行われているため、忙しいとは思いますが、幼稚園や保育園でも同様に徹底してほしいと思います。</p>
会長	<p>○子どもに保護者と連絡が取れる携帯電話を持たせてみる、バス下車時の指差確認を徹底するように改めて幼稚園・保育園にお願いしてまいります。</p> <p>続きまして、谷口委員お願いします。</p>
谷口委員	<p>○高校生の自転車の乗り方について学校へ連絡が入ることがあった場合、ホームルームでよく指導するようにしています。</p> <p>また、自転車通学を許可する際には自転車保険への加入を必須としています。</p> <p>佐倉高校の生徒が通学する道路に関して言えば、劣化している白線の引き直しや、狭い抜け道への路面標示設置を望んでいます。</p>
会長	<p>○自転車保険への加入や下り坂での速度抑制など、引き続き交通安全教育をよろしくお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>佐倉市としても自転車が通行可能な歩道へのポール設置など、地元自治会と調整の上で交通安全対策を考えていきます。</p> <p>それでは、林委員お願いします。</p>
<p>林委員</p>	<p>○私の勤務する井野中学校は市街地にあるため歩道が整備されていますが、たとえば和田小学校や弥富小学校の通学路には、歩道がなくトラックが通行する箇所も多くあります。</p> <p>狭い道路を拡幅するのは簡単ではないと思いますが、子どもたちの安全を守る体制を協力して作っていきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>○警察とも連携して、交差点改良や信号機設置などを実施していきます。</p> <p>また、コミュニティバスを通学に利用してもらうことも推奨していますのでこちらも検討していきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>○皆様の貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>これにて議案については終了とし、これをもちまして議長としての責務を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様のご協力に感謝を申し上げ、進行を事務局へお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○委員の皆様より、活発なご発言をいただきありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の「5. 講話」です。</p> <p>佐倉警察署交通課の出口課長より、お話をいただきたいと思います。</p> <p>5. 講話</p>
<p>出口委員</p>	<p>○日頃より、交通安全をはじめとして警察行政へのご理解とご協力をいただ</p>

出口委員	<p>きありがとうございます。</p> <p>まず、佐倉警察署管内（佐倉市・八街市・酒々井町）の交通事故状況についてお話しします。</p> <p>千葉県は令和4年11月16日時点で交通事故死亡者数の速報値が全国ワースト5位となっており、106人が亡くなっています。</p> <p>うち佐倉警察署管内の死亡者数は8人、前年比で+1であり、千葉県内の警察署で最多となっています。</p> <p>この状況に対して、我々も対策を考えてまいりますが、交通事故の防止には皆様のご協力も必要不可欠なので引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>死亡者の内訳は佐倉市で6人、八街市で2人、酒々井町で0人です。</p> <p>先ほど事務局の説明に、令和3年の佐倉市内の交通事故死亡者数は3人とありましたが、今年は現時点で6人ですので既に2倍となっています。</p> <p>原因としては、車道にはみ出した歩行者に前方不注視の車が衝突した事例が1件、横断歩道の無いところを横断中の高齢者に前方不注視の車が衝突した事例が2件、幼児に動静不注視の車が衝突した事例1件、路上に寝ていた人を前方不注視の車が轢過した事例が1件、自動車または二輪車が単独で壁に衝突した事例が2件、道路から敷地にバックで進入する自動車が敷地内に立っていた人に衝突した事例が1件です。</p> <p>千葉県警察では、このような交通事故を抑止するために「交通安全県ちば」の実現を目指して3つの柱を立てています。</p> <p>第一に、千葉県警察交通安全緊急対策アクションプランです。</p> <p>「通学路等における交通安全の確保」と「飲酒運転の根絶」を掲げて各種対策を実施しています。</p> <p>第二に、「ゼブラ・ストップ」の徹底です。</p> <p>警察だけではなく県を挙げて推進している運動であり、「ゼ」は前方を注</p>
------	---

出口委員

視、「ブ」はブレーキ操作で横断歩道前の安全確認、「ラ」はライトアップ、「ストップ」は「横断する歩行者がいたらストップする」という意味と、「交通事故をストップさせる」という意味があります。

第三に、高齢者安全対策の強化です。

続きまして、交通事故防止対策についてお話しします。

交通事故防止対策として次の三点について皆様のご協力をお願いします。

一点目は、「かもしれない」運転です。

常に危険を予測する運転を心がけてください。

二点目は、緊張感を保持した運転です。

初めて免許取得した時のように、周囲を気にしながら緊張感をもって運転してください。

三点目は、体調管理です。

運転する時には様々な事情があると思いますが、体調不良時に無理をして運転すると交通事故が起きる可能性は大きく高まります。

この先、自動運転技術が発達したとしても、人の通行がある限り交通事故は完全なゼロになることはありません。

しかし、今お願いした三点を守っていただければ、限りなくゼロに近づけることは出来ると考えています。

最後に、12月10日からは冬の交通安全運動が始まります。

皆様もいつも以上に安全運転を心がけていただき、周りの方にもお声がけください。

私からは以上です。

事務局	<p>6. その他</p> <p>○出口委員、講話をありがとうございました。</p> <p>では、次第の「6. その他」に入ります。</p> <p>皆様から他に何かご意見などあればお願いいたします。</p> <p>(挙手なし)</p>
事務局	<p>7. 閉会</p> <p>○それでは、以上をもちまして交通安全対策協議会を閉会いたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>